

参 考 資 料

(相続税・贈与税の見直しについて)

平成24年11月9日(金)

財 務 省

目 次

1. 現状

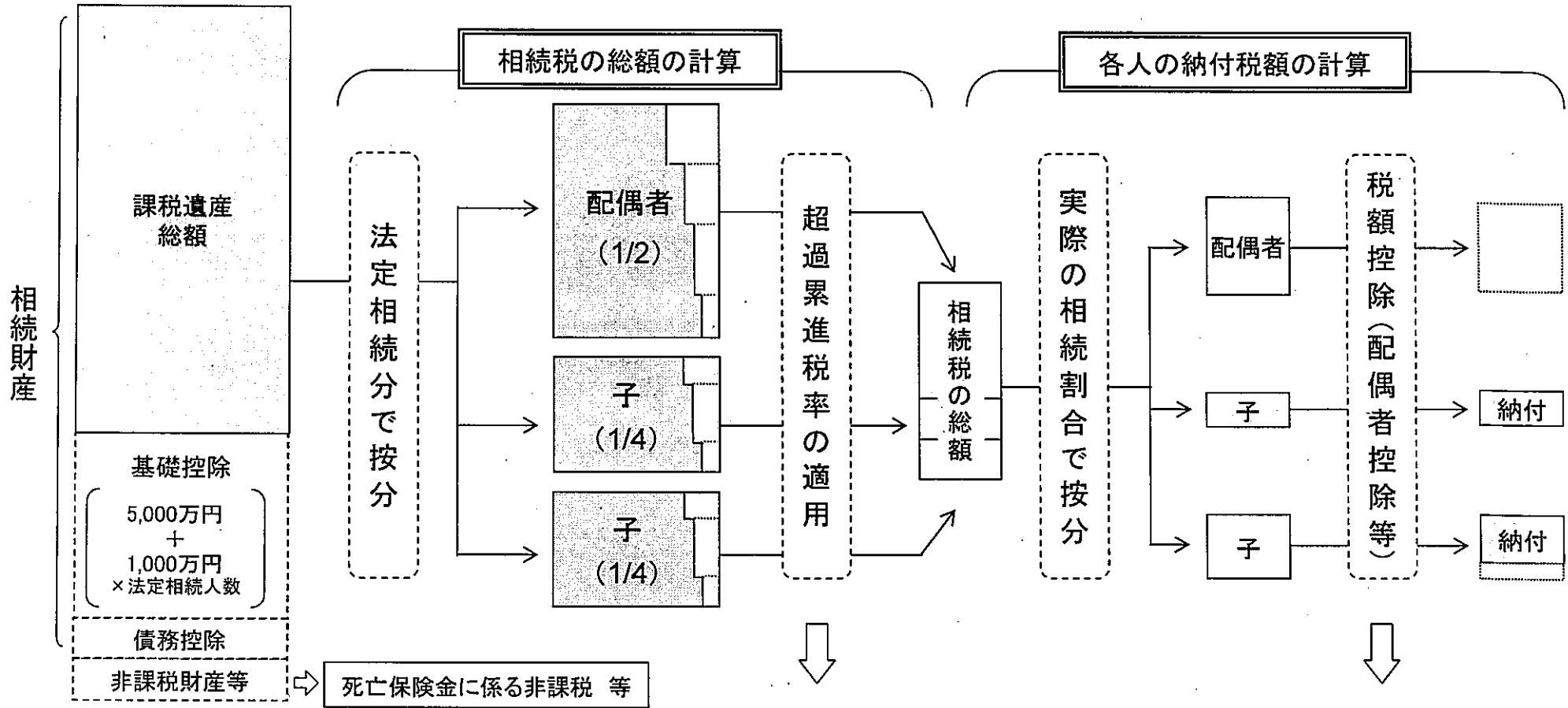
- ・ 相続税の仕組み 1
- ・ 相続税の税率構造の推移 2
- ・ 小規模宅地等の課税の特例の推移 3
- ・ 贈与税の概要(現行) 4
- ・ 贈与税(暦年課税)の税率構造の推移 6
- ・ 被扶養義務者相互間における生活費等の贈与 7
- ・ 贈与税の課税状況の推移 8
- ・ 相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比 9
- ・ 世帯主の年齢階級別資産残高の分布の推移 10

2. 相続税・贈与税の見直し

- ・ 相続税の基礎控除及び税率構造の見直しによる相続税額への影響 11
- ・ 相続税の基礎控除の見直し 12
- ・ 相続税の税率構造の見直し 14
- ・ 贈与税の税率構造の見直し 16
- ・ 死亡保険金に係る相続税の非課税(現行) 18
- ・ 相続税等の見直しに関する主な経緯 19

1. 現 状

相続税の仕組み



各法定相続人の取得金額	税 率
～ 1,000 万円 の部分	10 %
～ 3,000 万円 "	15 %
～ 5,000 万円 "	20 %
～ 1 億円 "	30 %
～ 3 億円 "	40 %
3 億円超 "	50 %

6段階

- 配偶者控除
配偶者の法定相続分又は1億6千万円のいずれか大きい金額に対応する税額を控除
 - 未成年者控除
「20歳に達するまでの年数×6万円」を控除
 - 障害者控除
「85歳に達するまでの年数×6万円※」を控除
※特別障害者の場合には、12万円
- 等

相続税の税率構造の推移

	昭和50年 (14段階)	昭和63年 (13段階)	平成4年 (13段階)	平成6年 (9段階)	平成15年～現行 (6段階)
税率	【各法定相続人の法定相続分相当額】	【各法定相続人の法定相続分相当額】	【各法定相続人の法定相続分相当額】	【各法定相続人の法定相続分相当額】	【各法定相続人の法定相続分相当額】
	【税率】 %	【税率】 %	【税率】 %	【税率】 %	【税率】 %
	200 万円以下	400 万円以下	700 万円以下	800 万円以下	1,000 万円以下
	500 " 15	800 " 15	1,400 " 15	1,600 " 15	3,000 " 15
	900 " 20	1,400 " 20	2,500 " 20	3,000 " 20	5,000 " 20
	1,500 " 25	2,300 " 25	4,000 " 25	5,000 " 25	1 億円以下
	2,300 " 30	3,500 " 30	6,500 " 30	1 億円以下	3 " 40
	3,300 " 35	5,000 " 35	1 億円以下	2 " 40	3 億円 超
	4,800 " 40	7,000 " 40	1億5,000 万円以下	4 " 50	
	7,000 " 45	1 億円以下	2 億円以下	20 " 60	
	1 億円以下	1億5,000 万円以下	2億7,000 万円以下	20 億円 超	
	1億4,000 万円以下	2 億円以下	3億5,000 " 55		
	1億8,000 万円以下	2億5,000 万円以下	4億5,000 " 60		
	2億5,000 万円以下	5 億円以下	10 億円以下		
	5 億円以下	5 億円 超	10 億円 超		
	5 億円 超				

小規模宅地等の課税の特例の推移

区 分		昭和58年～	昭和63年～	平成4年～	平成6年～	平成11年～	平成13年～
事業用宅地	減額割合	40%	60%	70%		80%	
	適用対象面積	200m ²				330m ²	400m ²
不動産貸付	減額割合	40%	60%	70%		50%	
	適用対象面積	200m ²					
居住用宅地	減額割合	30%	50%	60%		80%	
	適用対象面積	200m ²					240m ²

(注) 本特例の適用を受けるには、相続人等が相続税の申告期限(相続開始後10ヶ月)まで事業又は居住を継続する必要がある。

(参考) 事業又は居住を継続しない宅地等についても、上記の表に準じた減額が認められていたが、平成22年度改正において、相続人等による事業又は居住の継続への配慮という本特例の制度趣旨を踏まえて廃止された。

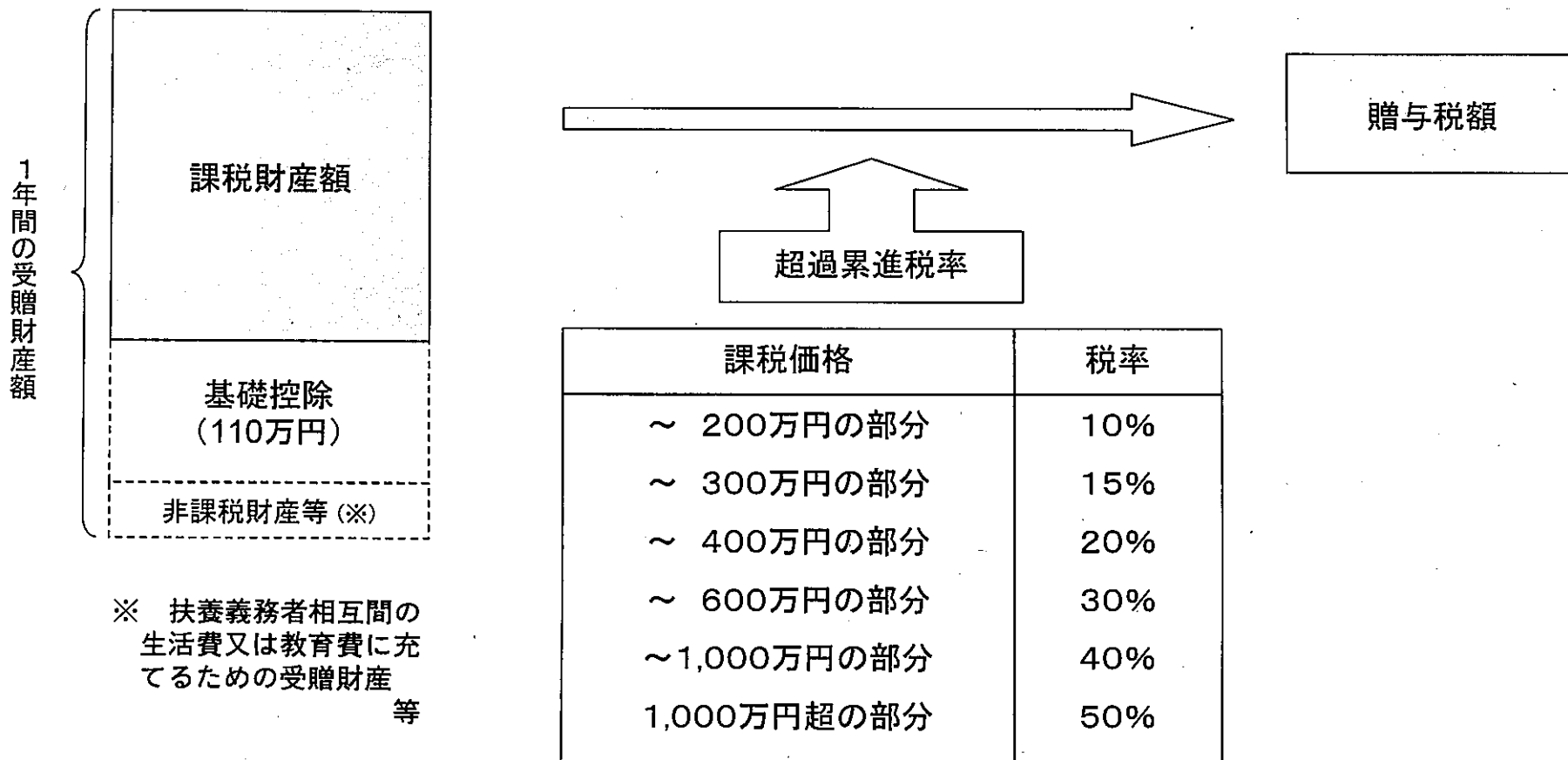
贈与税の概要（現行）

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

課税方法は、受贈者が「暦年課税」又は「相続時精算課税」を選択できる。

なお、「相続時精算課税」は、平成15年度に、次世代への資産移転及びこれによる消費拡大と経済活性化の観点から導入されたもの。

1. 暦年課税の概要（現行）



2. 相続時精算課税の概要(現行)

	制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、5,000万円を遺産として残す場合の計算例(配偶者+子2人)	【参考】 暦年課税の場合
【贈与時】	① 贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ② 累積で2,500万円の非課税枠 ③ 非課税枠を超えた額に一律20%の税率	贈与額: 3,000万円 非課税枠 2,500万円 税率 × 20% → 納付税額 100万円	納付税額 1,220万円
【相続時】	贈与財産額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	贈与額 3,000万円 相続額 5,000万円 基礎控除: 8,000万円 → 無税 ・贈与時の納付税額100万円は還付	無税
		合計納税額	0円
			1,220万円

○ 相続時精算課税制度を選択できる場合(暦年課税との選択制)

贈与者: 65歳以上の親

受贈者: 20歳以上の推定相続人

贈与税(暦年課税)の税率構造の推移

	昭和50年 (14段階)		昭和63年 (13段階)		平成4年 (13段階)		平成15年～現行 (6段階)	
税率	【課税価額】	【税率】 %	【課税価額】	【税率】 %	【課税価額】	【税率】 %	【課税価額】	【税率】 %
		50 万円以下	10	100 万円以下	10	150 万円以下	10	200 万円以下
	70 "	15	120 "	15	200 "	15	300 "	15
	100 "	20	150 "	20	250 "	20	400 "	20
	140 "	25	200 "	25	350 "	25	600 "	30
	200 "	30	300 "	30	450 "	30	1,000 "	40
	280 "	35	400 "	35	600 "	35	1,000 万円 超	50
	400 "	40	600 "	40	800 "	40		
	550 "	45	800 "	45	1,000 "	45		
	800 "	50	1,200 "	50	1,500 "	50		
	1,300 "	55	2,000 "	55	2,500 "	55		
	2,000 "	60	3,000 "	60	4,000 "	60		
	3,500 "	65	7,000 "	65	1 億円以下	65		
	7,000 "	70	7,000 万円 超	70	1 億円 超	70		
	7,000 万円 超	75						

(注) 相続時精算課税制度(平成15年1月1日～)の税率は、非課税枠を超える部分に対し、一律20%

扶養義務者からの生活費又は教育費の贈与で、通常必要と認められるものについては、必要な都度直接これらの用に充てるものに限り、非課税となる。 (相続税法第21条の3二)

【参考】

- 1 「扶養義務者」の範囲(相続税法1条の2一、民法877条)
 - ① 配偶者
 - ② 直系血族
 - ③ 兄弟姉妹
 - ④ 家庭裁判所の許可を受けて扶養義務者となった三親等内の親族(三親等内の親族で生計を一にする者を含む。)

- 2 「生活費」の意義(相続税法基本通達21の3-3)

その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用(治療費、養育費等を含む。)

- 3 「教育費」の意義(相続税法基本通達21の3-4)

教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等。義務教育費に限らない。

- 4 生活費等で「通常必要と認められるもの」(相続税法基本通達21の3-6)

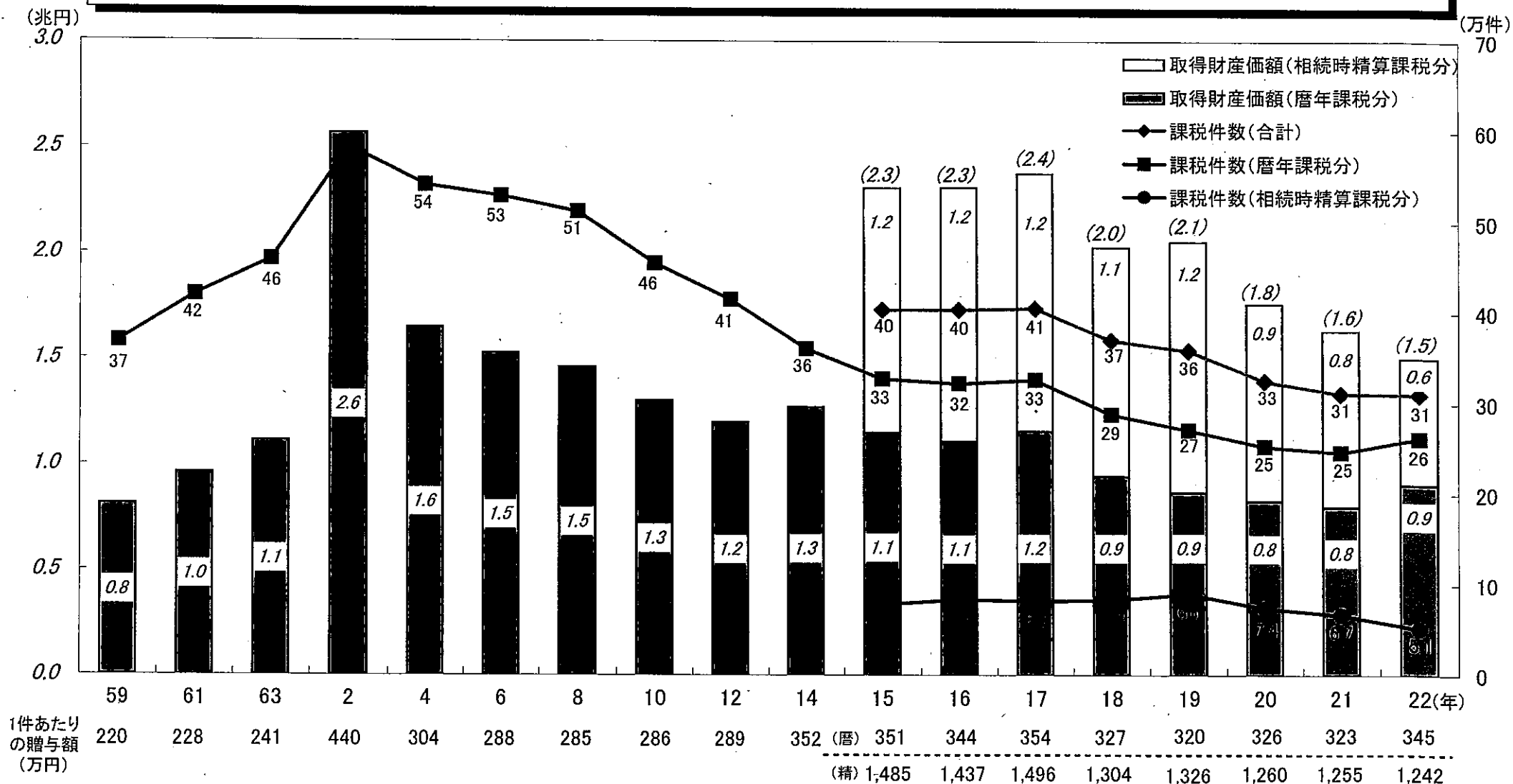
被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上相当と認められる範囲の財産

- 5 生活費及び教育費の取扱い(相続税法基本通達21の3-5)

生活費又は教育費に充てるためのものとして贈与税の課税価格に算入しない財産は、生活費又は教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産をいう。

従って、生活費又は教育費の名義で取得した財産を預貯金した場合又は株式の買入代金若しくは家屋の買入代金に充当したような場合は含まれない。

贈与税の課税状況の推移



(備考)「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 平成21年分、平成22年分には、「住宅取得等資金に係る非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の件数は含まれていない。なお、本特例に係る計数は、以下のとおり(国税庁発表)。

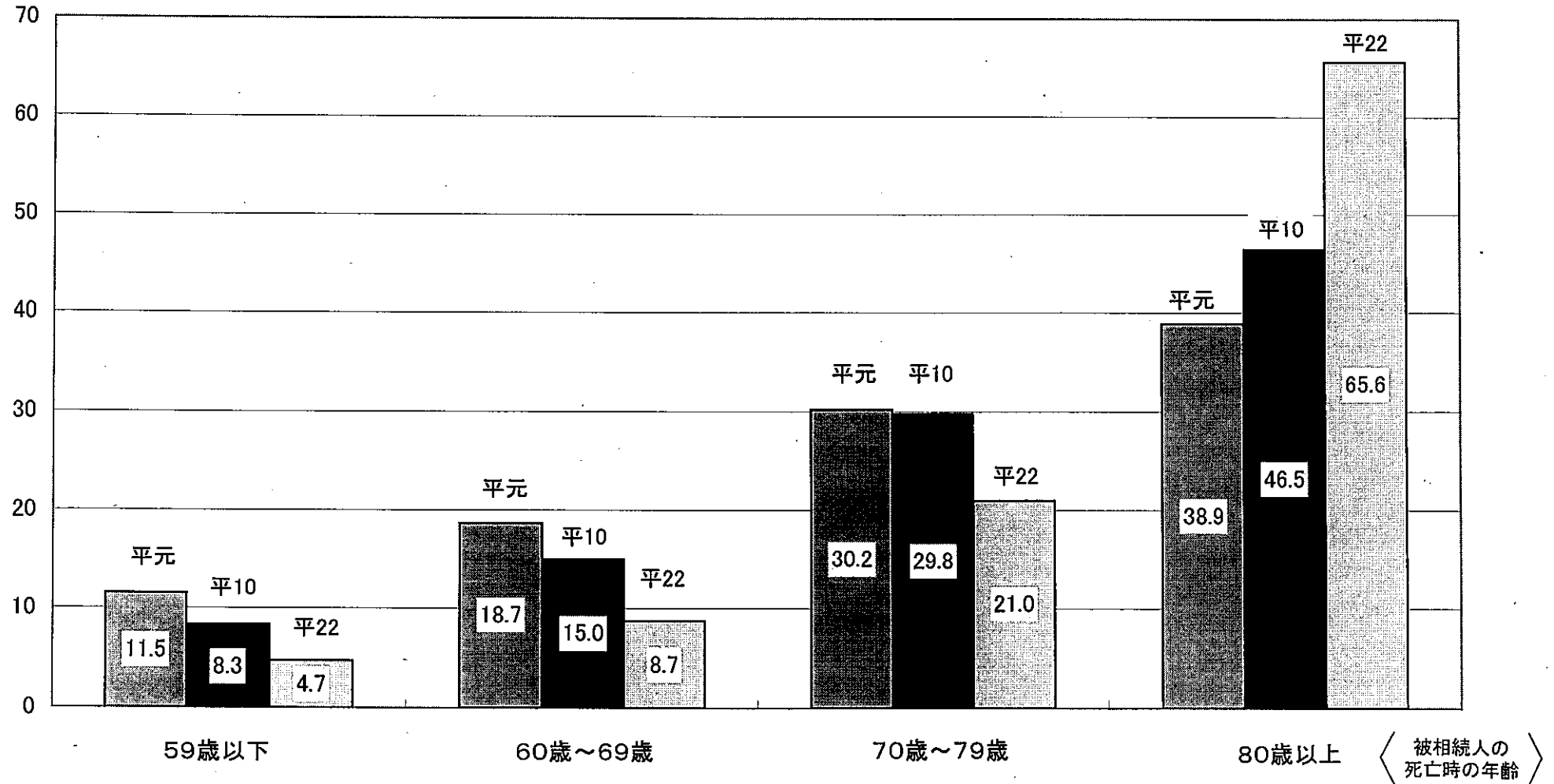
【21年分】 申告件数:4.1万件、住宅取得等資金の金額:3,687億円(うち非課税とされた金額:1,918億円)

【22年分】 申告件数:7.1万件、住宅取得等資金の金額:7,765億円(うち非課税とされた金額:7,199億円)

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

被相続人の高齢化が進んでおり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。

〈構成比〉
(%)



〔子の年齢は、
20歳代以下が想定される〕

〔子の年齢は、
30歳代が想定される〕

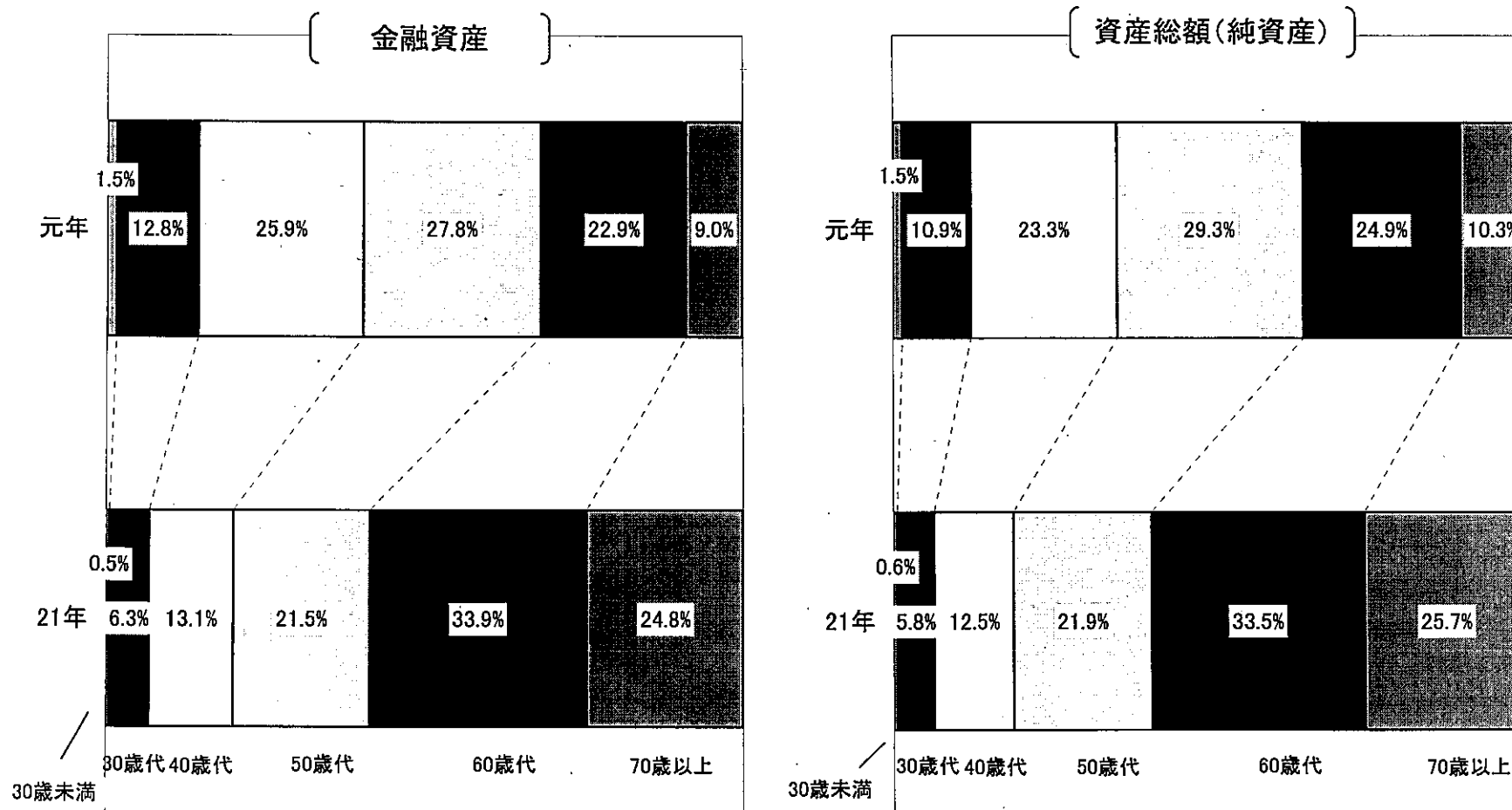
〔子の年齢は、
40歳代が想定される〕

〔子の年齢は、
50歳代以上が想定される〕

(注) 主税局調べ。

世帯主の年齢階級別資産残高の分布の推移

高齢化の進展や資産移転時期の高年齢化に伴い、高齢者層が保有する資産の割合が高まってきている。



(注) 1. 総務省「全国消費実態調査」(2人以上の世帯)により作成。

2. 「金融資産」は、貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。
3. 「資産総額」は、金融資産(貯蓄現在高)、実物資産、負債(負債現在高)の合計。
4. 「実物資産」は、住宅・宅地、耐久消費財、ゴルフ会員権等の資産(H21年のみ)の合計。

2. 相続税・贈与税の見直し

相続税の基礎控除及び税率構造の見直し(案)による相続税額への影響
(個別的な計算例)

		改正案	現行
基礎控除		3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
税率構造		最高税率: 55% 税率区分: 8段階	最高税率: 50% 税率区分: 6段階
相続税の課税価格	5,000万円	10万円 〔+10万円〕	0円
	8,000万円	175万円 〔+175万円〕	0円
	1億円	315万円 〔+215万円〕	100万円
	2億円	1,350万円 〔+400万円〕	950万円
	3億円	2,860万円 〔+560万円〕	2,300万円
	5億円	6,555万円 〔+705万円〕	5,850万円
	10億円	1億7,810万円 〔+1,160万円〕	1億6,650万円
	20億円	4億3,440万円 〔+2,490万円〕	4億 950万円

(注) 相続人は配偶者と子2人であり、法定相続分により相続したものととして、相続税額を計算。

相続税の基礎控除の見直し案(その1)

平成22年12月7日
税制調査会提出資料

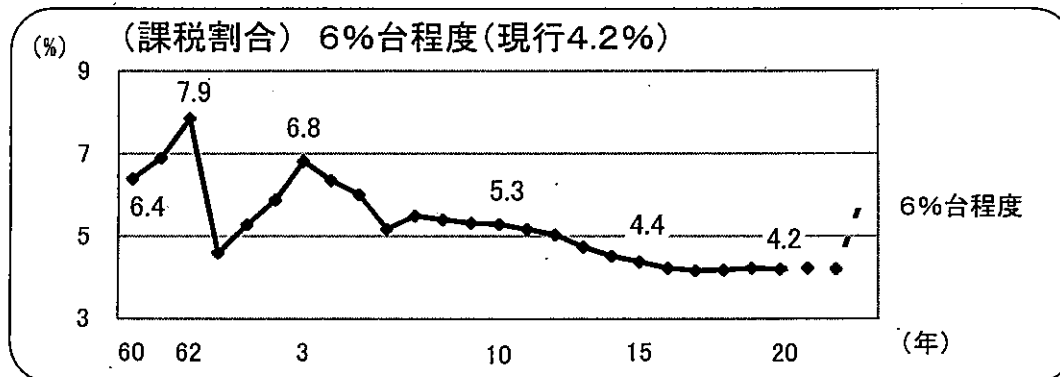
※ 係数は、最新のものに更新している。

基礎控除の水準について、物価・地価が現在と同等であった時期(昭和50年代半ば)に適用されていた水準と同等となるよう、あるべき水準に再設定。

〔現 行〕 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
〔その1〕 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

改正年	基礎控除 (定額部分) ③	資産価値の変動			$\frac{③ \times ④}{100}$	
		改正当時		足 元 (地価:H24、物価:H23) 平均 ④		
平6年	5,000万円	地価	100	51.6	75.1	3,800万円
		物価	100	98.5		
平4年	4,800万円	地価	100	44.6	72.5	3,500万円
		物価	100	100.4		
昭63年	4,000万円	地価	100	59.8	85.5	3,400万円
		物価	100	111.1		
昭和50年	(参考) 昭和59年 2,000万円	地価	100	82.4	98.7	3,000万円 → 3,000万円
		物価	100	115.0		
		地価	100	126.5	152.3	
		物価	100	178.0		

(注) 地価は「地価公示」(国土交通省)の全国・全用途に係る値により、物価は「消費者物価指数」(総務省)の総合指数による。



※ 課税割合は、各年の課税件数/死亡者数である。

相続税の基礎控除の見直し案(その2)

平成22年12月7日
税制調査会提出資料

※ 係数は、最新のものに更新している。

基礎控除の水準について、過去の地価の変動状況に鑑み、昭和50年改正から平成6年改正時の水準を幅広く勘案することとし、これら過去の水準の平均と実質的に同等となるよう、設定。

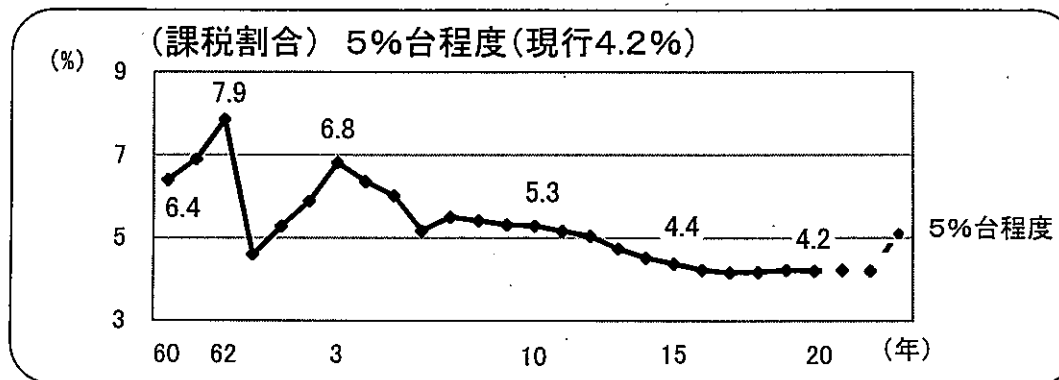
〔現 行〕	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
〔その2〕	3,500万円 + 700万円 × 法定相続人数

改正年	基礎控除 (定額部分) ①	資産価値の変動				①×② 100
		改正当時		足元(地価:H24、物価:H23)		
				平均 ②		
平6年	5,000万円	地価	100	51.6	75.1	3,800万円
		物価	100	98.5		
平4年	4,800万円	地価	100	44.6	72.5	3,500万円
		物価	100	100.4		
昭63年	4,000万円	地価	100	59.8	85.5	3,400万円
		物価	100	111.1		
昭和50年	2,000万円	地価	100	126.5	152.3	3,000万円
		物価	100	178.0		

平均

3,425万円

(注)地価は「地価公示」(国土交通省)の全国・全用途に係る値により、物価は「消費者物価指数」(総務省)の総合指数による。



※ 課税割合は、各年の課税件数/死亡者数である。

相続税の税率構造の見直し案(その①)

平成22年12月7日
税制調査会提出資料

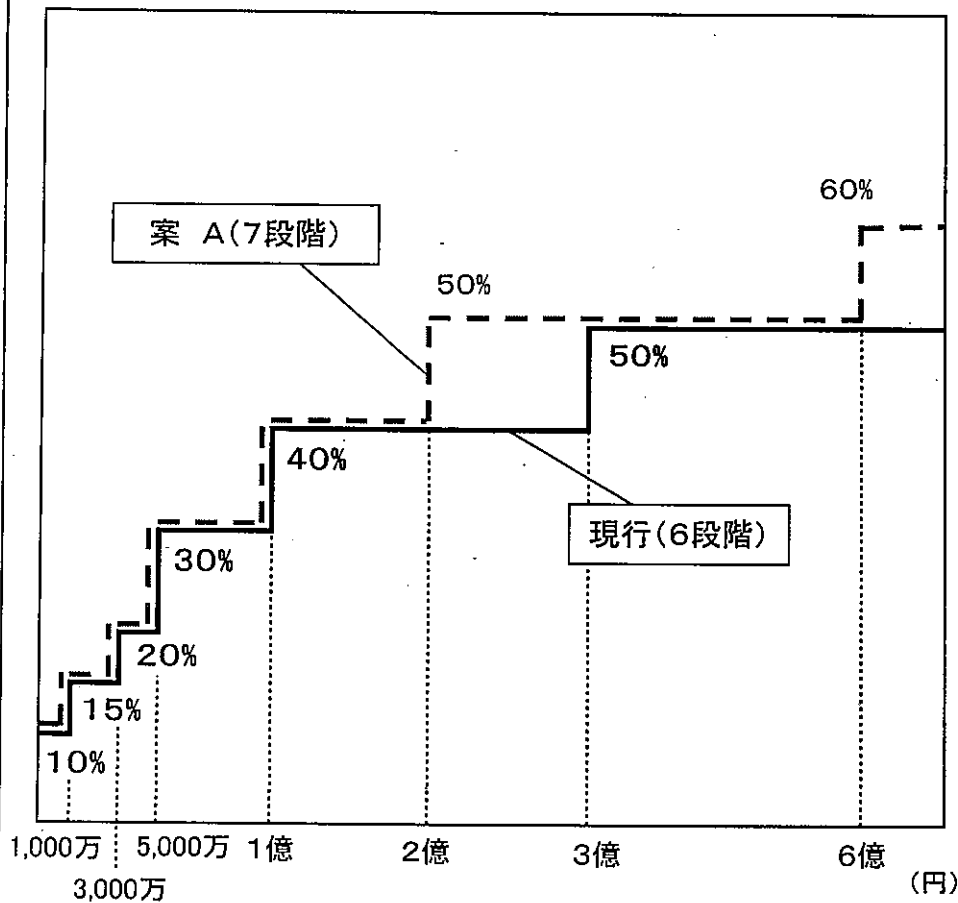
案 A

最高税率の引上げ及び高課税価格帯のブラケット幅の縮小により、高い遺産額の場合を中心に資産再分配機能の回復を図る。

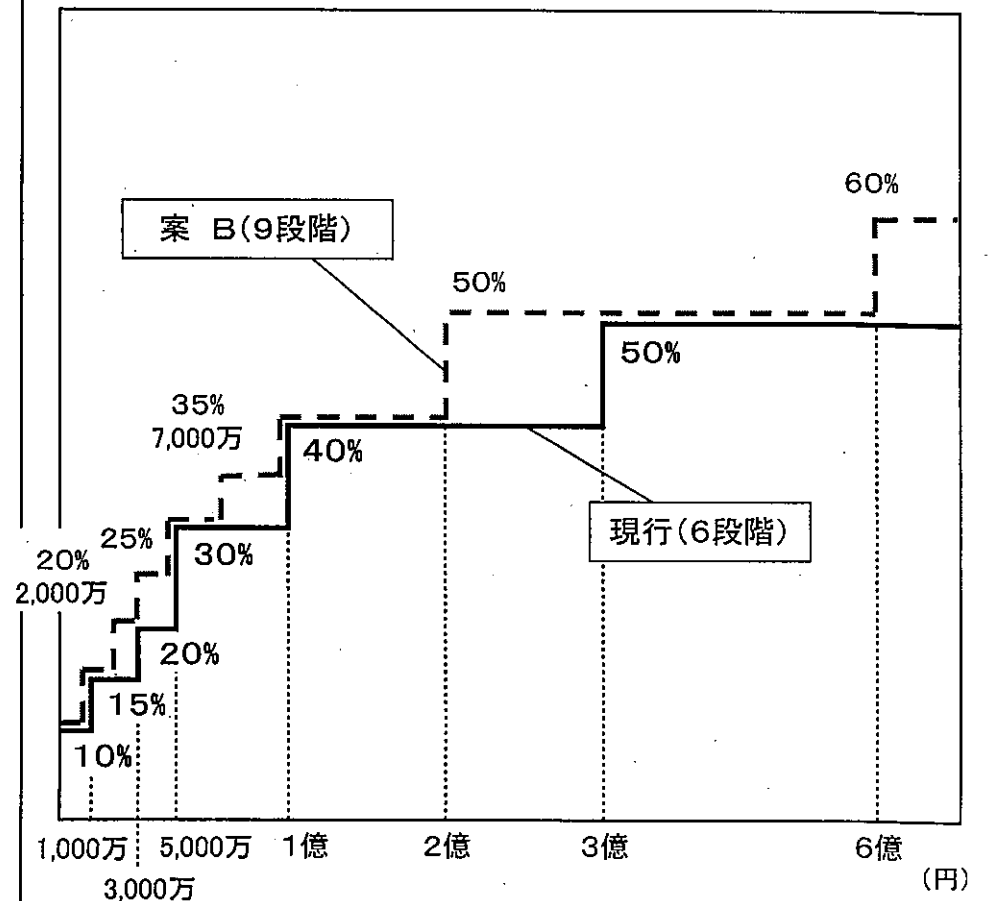
案 B

案Aに加えて税率区分を追加することにより、幅広い層を対象に資産再分配機能の回復を図る。

案のイメージ



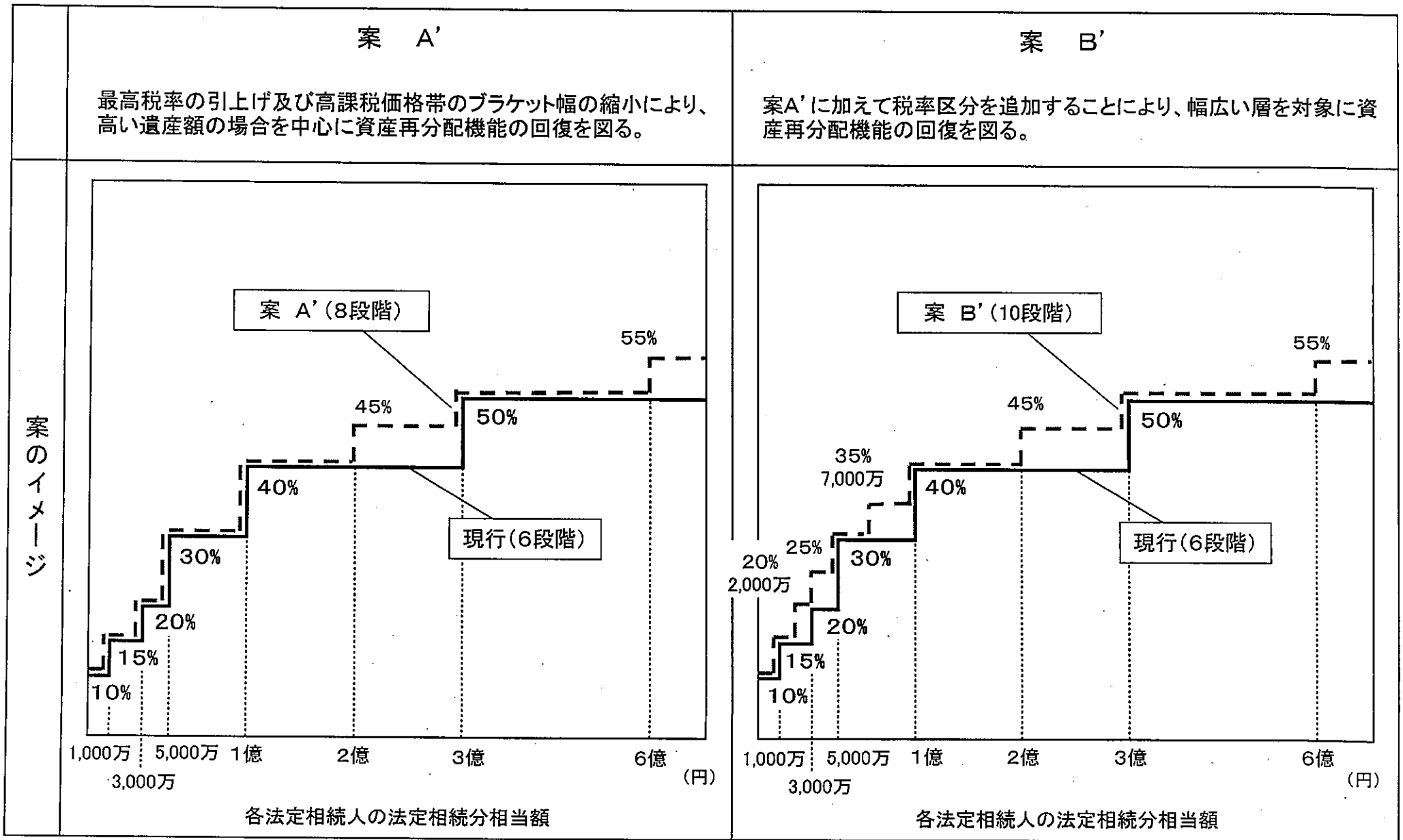
各法定相続人の法定相続分相当額



各法定相続人の法定相続分相当額

相続税の税率構造の見直し案(その②)

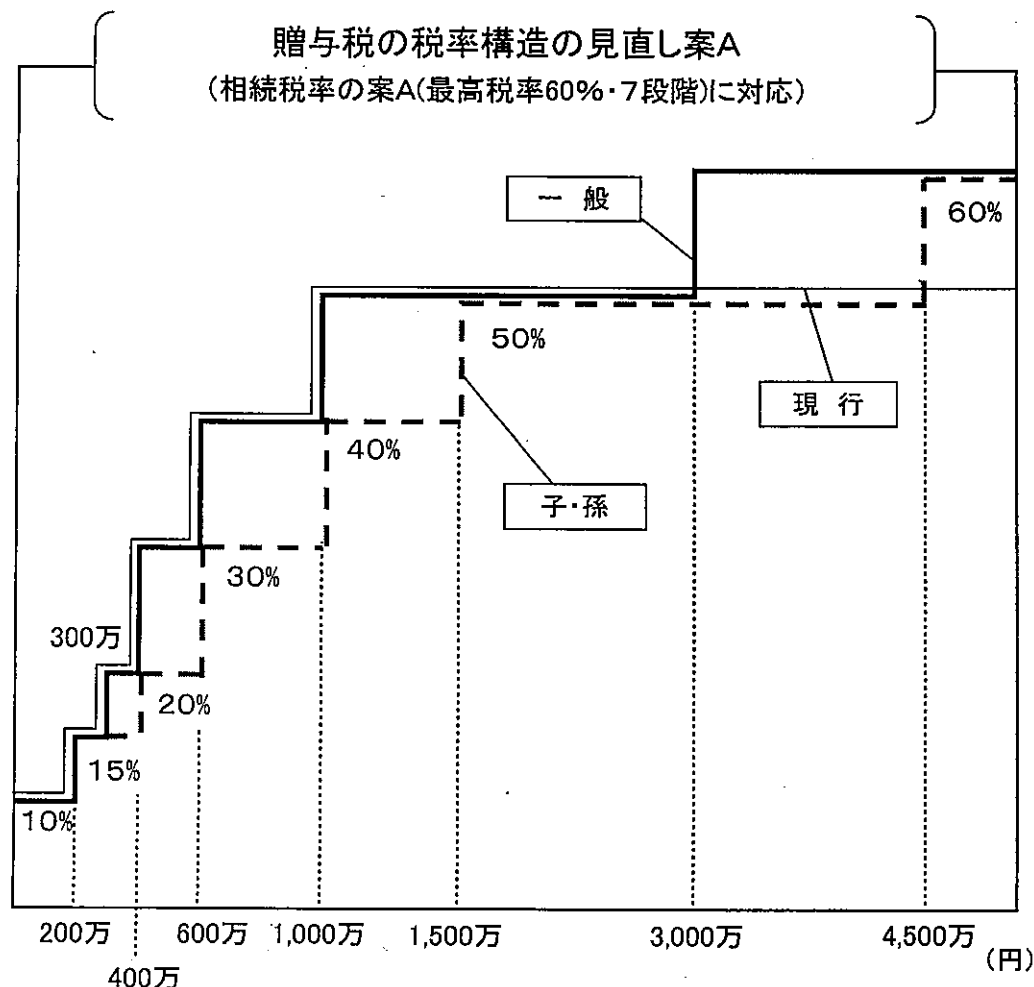
平成22年12月7日
税制調査会提出資料



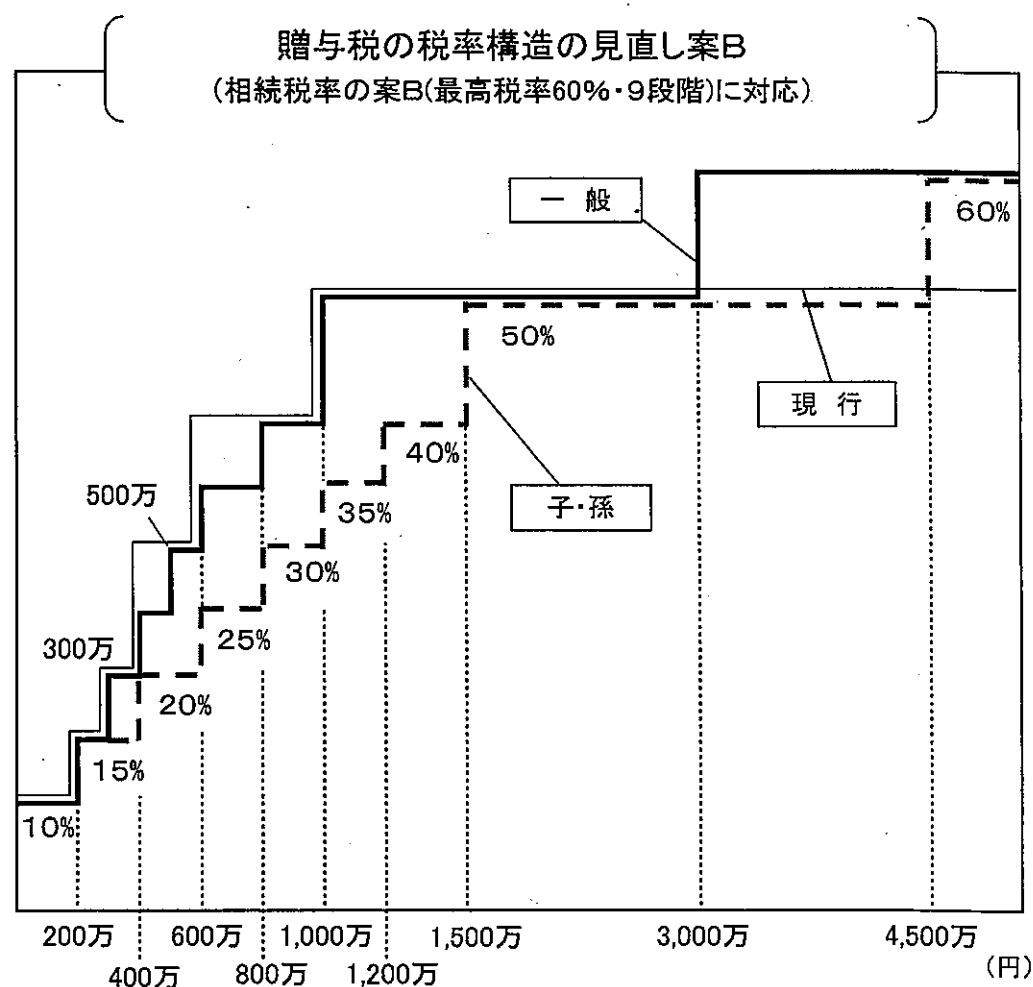
贈与税の税率構造の見直し案(その①)

平成22年12月7日
税制調査会提出資料

相続税の税率構造を見直す一方、一般的な贈与税の税率構造は原則維持。
ただし、若年世代への生前贈与による財産の有効活用の観点から、直系卑属(20歳以上)への贈与に係る贈与税の税率構造は特別に緩和する。

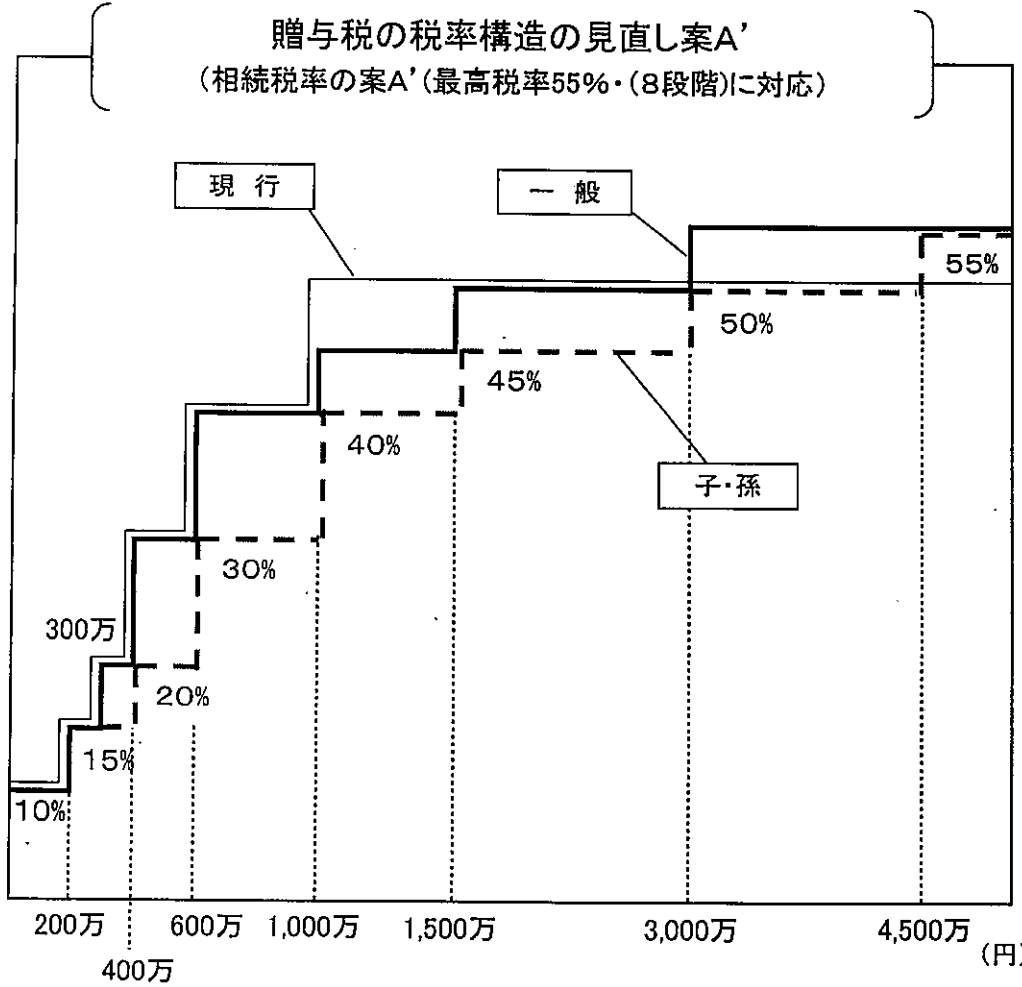


贈与税の課税価格

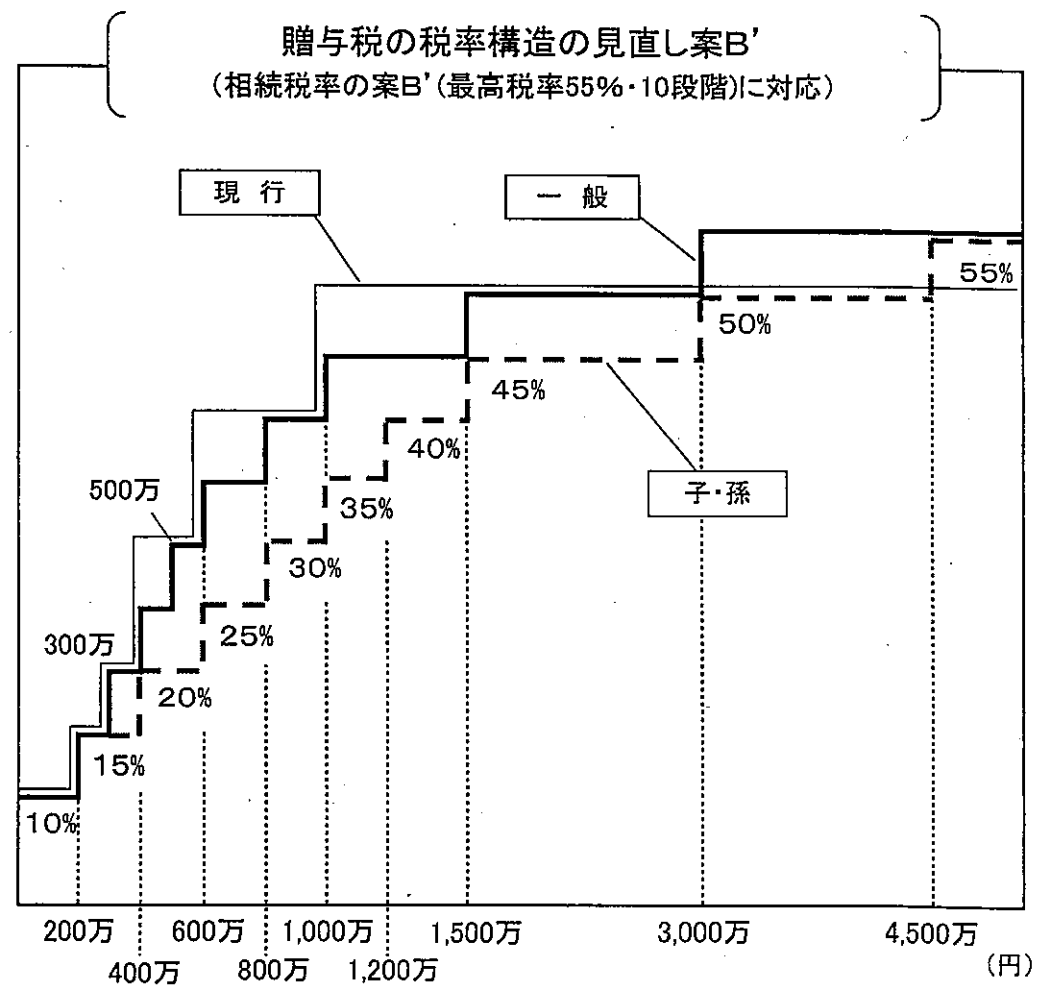


贈与税の課税価格

贈与税の税率構造の見直し案(その②)



贈与税の課税価格



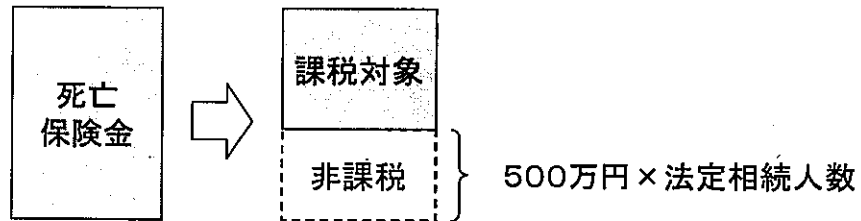
贈与税の課税価格

死亡保険金に係る相続税の非課税(現行)

〔制度の概要・趣旨〕

○制度の概要

相続人が取得した死亡保険金については、
500万円×法定相続人数が非課税となる。



○制度の趣旨

貯蓄の増進、被相続人の死後における相続人の生活の安定等を考慮

○課税件数(平成22年分)

11,985件(24.0%※)

※課税件数49,891件に占める割合

〔問題点〕

- ① 制度創設(昭和26年)後の累次の改正により、相続税には相応の基礎控除が措置されている中、本制度の今日的妥当性についてどのように考えるか。
- ② 様々な金融商品が相続財産に含まれている状況の中、死亡保険金についてだけ他の商品にはない特別の取扱いとなっていることを、課税の中立性の観点からどのように考えるか。

〔参考〕会計検査院からの指摘

(平成18年度決算検査報告)

「死亡保険金の非課税措置については、高所得者も適用しており、節税目的と思料されるものも見受けられる」

相続税等の見直しに関する主な経緯

○ 平成21年12月 平成22年度税制改正大綱

「格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。」
「現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税の在り方も見直していく必要」

○ 平成23年1月 23年度税制改正法案提出

平成22年度税制改正大綱等を踏まえ、相続税の資産再分配機能の回復・格差是正の観点から、相続税等の見直しを提案。

○ 平成23年11月 与野党（民・自・公）における協議

上記の相続税等の見直しについては、「平成24年度改正又は抜本で対応」として、平成23年度税制改正法案から削除。

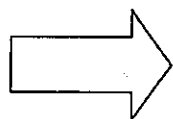
○ 平成24年2月 社会保障・税一体改革大綱

相続税等の見直しは、「課税ベースや税率構造の見直しなど、全体として資産課税の抜本改革を行うものであることから、今般の一体改革の中で、その実現を図る」とされた。

○ 平成24年5月 抜本改革法案提出

○ 平成24年6月 税関係協議結果

「今般の政府案を踏まえ、相続税・贈与税の見直しについて検討し、その結果に基づき平成25年度税制改正において必要な法制上の措置を講ずる」旨を法律に規定した上で、相続税等の見直しについては抜本改革法案から削除。



平成25年度改正において結論を得る必要